

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第11回）

議事要旨

日時：平成29年9月7日（木曜日）15:00～16:30

場所：経済産業省別館1階108会議室

出席者

三木座長、青柳委員、岩本委員、氏田委員、梶屋委員、川上委員、熊田委員、高橋委員、藤原委員、三浦委員、持丸委員、吉津委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

今回確認する整合規格案（20規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JIS C 9335-2-3（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-3部：電気アイロンの個別要求事項）（資料4-4）第7条第2号の項に、「箇条27 接地接続の手段（第1部の規定による。）絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。」とあるが、アイロンにはクラス0 I 及びクラス I が存在しないのではないかとの旨の指摘があり、引用している通則など内容を確認の上、後日回答することとした。
- ・ JIS C 9335-2-3（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-3部：電気アイロンの個別要求事項）（資料4-4）第14条の項が「非該当」となっており、補足に「一般的に、無監視状態で使用されることはないため、非該当が妥当と考える。」とあるが、電源を消し忘れたり、子供などが触れることもあるのではないかとの旨の指摘があり、そういったリスクを避けるために、箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明の部分で、「取扱説明書には、『使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、その場所を離れてはならない。』」とあるため、「該当」とした上でその旨の記述を追加することとした。
- ・ JISC9335-2-9（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項）について、「可搬形ホブ」と

は、日本ではコンロのようなものという説明だったが、非常にイメージがしにくいとの指摘があり、JIS の解説等に補足説明ができるか関係者に協議をしていく旨回答した。

- ・ JIS C 9335-2-61 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項) の適用範囲で、「この規格は、定格電圧が、単相の機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V のヒータが置かれている部屋を暖房する家庭及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータの安全性について規定する。」とあり、日本語がおかしいのではないかと指摘があり、JIS 本文からの転記ミス (480 V→480 V 以下、家庭→家庭用) を修正するとともに、その他の点について修文ができるかどうかについて関係者に協議をしていく旨回答した。

#### 問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201